様式第20号（第23条関係）（用紙日本標準規格Ｂ5）

番地

収税官吏、徴税吏員等の所属

する庁その他の事務所の名称

番地

|  |
| --- |
| 滞納処分続行通知書 |
| （発付年月日）　　都道　　　　　　区　　　　　　区　　　　　　府県　　　　　市郡　　　　　町村　　　　御中市町村長（氏名）さきに差押をした下記の滞納者の財産について（裁判所の名称）において、　　年　　月　　日滞納処分続行承認の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第20条（第22条）の規定により通知します。 |
| 滞納者 | 住（居）所 | 　　　　　都道　　　　区　　　　区　　　　　　　　　府県　　　市郡　　　町村　　　　 |
| 氏名 |  |
| 表示財産の | （名称、性質、所在場所その他重要な事項） |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 期(月)別納期 | 税額 | 重加算金額 | 不申告加算金額 | 過少申告加算金額 | ※延滞金額 | 督促手数料 | 合計 |
|  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 | 法律による金額(　　円) | 円 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  | 〃(　　　) |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  | 〃(　　　) |  |  |
| 滞納処分費 | ※金額 | 滞納処分費徴収の主な理由 | 滞納金額の総計 | 円 |
|  | 法律による金額(　　　　　円) |  |

注　1　※印のある項目のかっこ内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2　「合（総）計」欄の金額は、延滞金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合（総）計額、概算額を計上していな

い場合には、これを除いた金額の合（総）計額である。

番地

番地

番地

備考　1　（この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について）

(ｲ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ﾛ)欄に掲げる場合において、滞納処分続行承認の決定があったため、裁判所に対して交付要求をしていた収税官吏、徴税吏員等に対して発付する滞納処分続行通知書については、この様式中｢第20条（第22条）｣とあるのは、(ﾊ)欄のとおり書き替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ｲ） | （ﾛ） | （ﾊ） |
| 不動産 | 任意競売―滞納処分 | 第20条（第25条、第22条） |
| 船舶 | 強制競売―滞納処分 | 第20条（第24条、第22条） |
| 任意競売―滞納処分 | 第20条（第25条、第22条） |

2　滞納金額は総計のみを記載する等略記してさしつかえない。